

静岡県告示第700号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年8月31日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月31日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川川根線	掛川市上西郷字美人ヶ谷4021番の25	令和3年8月31日